災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とWOTA株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における水循環システムを含む生活用水資機材（以下「生活用水資機材」という。）の広域的な相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に避難所等における衛生環境及び生活用水の確保を図るため、都道府県間での生活用水資機材の相互支援を行う体制を構築することを目的とする。

２　乙は、前項の目的の達成に向けて、乙が協定を締結した都道府県で構成する災害時の生活用水資機材の広域互助プラットフォーム「JWAD（Japan Water Association for Disaster）」を組織し、及び運営する。この場合において、JWADは、乙と同項の目的を達成するために協定を締結した都道府県で被災したもの（以下「受援団体」という。）からの支援要請の受付、乙と同項の目的を達成するために協定を締結した都道府県で、生活用水資機材を提供する被災していないもの（以下「応援団体」という。）との調整、生活用水資機材の割振りに加え、平時における事前配備の調整・推進を行い、相互支援体制の実効性を高める役割を担う。

（広域互助プラットフォームの構築）

第２条　乙は、JWADの事務局（以下「JWAD事務局」という。）を務め、生活用水資機材の相互支援に関する都道府県間の調整や情報共有を行う。

２　乙は、JWAD事務局の業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合において、乙は、当該再委託先に対し、乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

３　甲は、連絡調整のための担当窓口を定め、氏名、所属、連絡先等の情報をJWAD事務局と共有する。

（災害時の対応）

第３条　甲は、必要と判断した場合は、JWAD事務局に対して生活用水資機材の提供を要請することができる。

２　JWAD事務局は、前項の要請に基づき、応援団体との調整を行い、応援団体とその管内の市区町村が保有する生活用水資機材の提供の可否、数量等を確認する。

３　JWAD事務局は、生活用水資機材の提供先及び提供元の組合せを決定し、応援団体に生活用水資機材の提供の要請を行う。この場合において、必要に応じ、生活用水資機材の提供先が未定のときであっても、JWAD事務局において生活用水資機材の事前集約を行うことがある。

４　甲は、受援団体となる場合は、生活用水資機材を使用後に撤去し、応援団体に返却する。ただし、甲が応援団体との協議により別の対応で合意した場合は、この限りでない。

５　甲は、JWAD事務局から応援要請を受けた場合は、生活用水資機材を受援団体に提供する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（費用負担）

第４条　生活用水資機材の広域的な相互支援に要する費用（生活用水資機材の輸送、設置、運用、撤去、修繕等に係るものをいう。）については、原則として受援団体が負担するものとする。ただし、状況に応じて、甲及び乙のほか、応援団体及び受援団体で協議の上、費用負担の方法を定めることができる。

（災害時の情報共有）

第５条　甲及び乙は、災害時においては、次に掲げる情報等を迅速かつ正確に共有するものとする。

(1) 被災状況（断水状況、断水解消の見込み等）
(2) 避難所等のニーズ（避難所開設数、避難者数、断水状況等）
(3) 必要な生活用水資機材の数量及び設置の場所
(4) 生活用水資機材の提供可能数及び輸送予定
(5) 設置、運用及び撤去のスケジュール並びにこれらの進捗状況

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間の満了の日前30日に当たる日までに、甲又は乙のいずれかの者から申出のない場合は、この協定は、同一条件で更に１年間自動的に更新されるものとし、当該更新以後も同様の扱いとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に基づく運用に疑義が生じた場合は、甲、乙及び関係者間で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年11月13日

甲　秋田県秋田市山王四丁目１番１号

秋田県知事　　鈴　木　　健　太

乙　東京都中央区日本橋馬喰町１丁目１３番１３号

WOTA株式会社　代表取締役　前　田　　瑶　介